

中央鉱山保安協議会-議事要旨

日時：平成23年6月22日（水曜日）10時～11時50分

場所：経済産業省別館944会議室

出席者

学識経験者

山富会長、在原委員、榎本委員、風間委員、金子委員、富樫委員、名古屋委員、藤田委員、吉本委員

鉱業権者代表

阿部委員、池田委員、上川委員、大関委員、後藤委員、戸高委員、福島委員、森本委員、荻野委員（山田代理）、中島委員（江口代理）

鉱山労働者代表

井坂委員、沖中委員、川原委員、小島委員、斉藤委員、坂上委員、嶋田委員、奈良委員、弥久末委員

議題

報告事項

- 改正鉱山保安法の施行5年後におけるレビューのフォローアップについて
- 集積場管理対策研究会（仮称）について
- 休廃止鉱山鉱害防止対策研究会について
- 鉱害防止積立金の支払利息の改定について
- 石炭じん肺訴訟の状況について
- 鉱業法改正の概要について

議事概要

事務局より、上記報告事項について、配付資料等をもとに、説明が行われた。委員からの意見等の概要は、次のとおり。

改正鉱山保安法の施行5年後におけるレビューのフォローアップについて

- 3つのPDCAや国際的な基準など、既に取り組んでいる企業もあると思われるが、来年の今頃から試行となった場合、そのような企業にとって2度手間にならないか。
→（事務局）各企業の置かれた状況は異なるので、企業が目指すべき目標は異なってもいいと考える。既に各社レベルで取り組んでいることは、そのまま実施していただいてもいいと考える。
- 鉱山評価制度の評価に、鉱害（下流への水質）のリスクも取り上げるべきではないか。
→（事務局）鉱害については大きなリスクとして認識しており、鉱害防止の施策として別途対応しているところ。鉱山評価制度には、そのリスクを評価することによって危害に影響を及ぼすところについては含めるなど、ご指摘を踏まえて考えたい。
- 現場部門の鉱山については、鉱山保安法が適用されているが、管理部門の会社について、必ずしも、法の適用がないところもあり、どこまで強制させるのか。
→（事務局）強制するものではないと考える。将来にわたって、どのような位置づけにするのかについては、まだたたき台も作っていない段階ではあるが、大事なものは中味。中味が実際に使えるものになっていれば使ってもらえるはずであり、最終的には、保安規程の中に年1回くらい評価するということは、鉱山が自らの判断で書き込めるかもしれない。将来的に鉱山評価制度は、表彰等のインセンティブと組み合わせることも必要と考えている。
また会社を評価するのではなく、会社のマネジメントシステムが鉱山の中でどれだけ発揮されているかを評価する。どのような評価表にするかは鉱山に意見を聞いて中味に反映していく。

集積場管理対策研究会（仮称）について

- 今回の地震で、集積場が一部流出したため、研究会の進捗如何に関わらず作業は進めていく必要がある。研究会に対して、データ、解析結果などを提供し全面的に協力する。
- 既に会社全体のリスクマネジメントの一つとして取り上げ、スタートさせている。早めに進めていただければありがたい。
→（事務局）研究会の検討結果によって、指針を見直すということになれば、協議会の下の部会などにかけて、皆様方に報告するという手続きもあるので、よろしくお願いしたい。

その他

- 今回の震災と福島原発事故を契機として、原子力安全行政を経産省から分離・独立させるという話もあるが、原子炉等規制法と電事法との関係とは異なり、鉱業法と鉱山保安法は密接不可分の関係にあることを関係者の間では認識してもらい、鉱山保安行政の組織の行きどころがなくならないようにしてもらいたい。
→（事務局）組織論、法律の執行をどこが行うべきか、ということも含めて、まだ白紙の状態。関係者のご意見を聞きながらこれから進めていくことになると思われる。

問い合わせ先

原子力安全・保安院 鉱山保安課
電話：03-3501-1870
FAX：03-3501-6565

関連リンク

[中央鉱山保安協議会](#)